

# 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた 工事及び業務の対応について (国土交通省)

国土交通省は、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言、まん延防止等重点措置を踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置や、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等の周知徹底等について、地方公共団体および建設業者団体等宛てに、下記のとおり事務連絡を送付しています。

## ○[国土交通省からの連絡文書（令和3年9月10日）](#)

<ご参考>

- ・[建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン\(令和3年5月12日改訂版\)](#)
- ・[新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う対応\(概要\)\(令和3年3月22日更新\)](#)
- ・[建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例\(令和2年7月1日更新\)](#)
- ・[【新型コロナ対策】対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例\(令和2年7月1日作成\)](#)